

研究活動における特定不正行為の調査結果について（概要）

1 経緯

元本学特任教員が単名で投稿した学術論文1編について特定不正行為の疑いがあるとの告発を受け、「特定不正行為に関する告発等への対応について定める細則（以下、「細則」という。）」に基づき予備調査を行った上で、本調査を行うことを決定し、研究者倫理調査委員会を設置し、本調査を開始した。

本調査の結果、特定不正行為が認定されたため、細則第20条第1項に基づき公表する。

2. 調査

(1) 調査体制

研究者倫理調査委員会8名（学内委員4名、学外委員4名）

(2) 調査期間

令和5年4月3日～令和5年8月3日

(3) 調査対象者

岩手大学理工学部 元特任准教授（令和4年度退職）

(4) 調査方法・手順

- ・告発内容の確認及び書面調査
- ・告発者からの聞き取り調査
- ・調査対象者からの聞き取り調査
- ・調査対象論文に係る調査対象者の行為が特定不正行為か否かについての精査

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

- ①特定不正行為：盗用
- ②特定不正行為以外の不正行為：不適切なオーサiership

(2) 特定不正行為に関与したと認定した研究者

岩手大学理工学部 元特任准教授（令和4年度退職）

(3) 不正行為の内容等

調査対象論文と盗用元とされた本学学生の卒業論文（以下、「盗用元論文」という。）を比較調査した結果、調査対象論文に使用された図表やデータは盗用元論文と同一もしくは一部を省略したものであることが確認された。元特任准教授は盗用元論文のデータを使用した論

文を投稿するにあたり、盗用元論文の執筆者であった学生に対して事前確認を行わず、また、当該学生の指導教員に対しては投稿許可を求めたが、許可が得られないまま単著論文として投稿した。卒業論文は執筆した学生のものであるが、研究の構想や論文の執筆過程において指導教員が多分に関与している側面もあることに鑑みると、学生及び指導教員の了解を得ることなく盗用元論文のデータを流用した行為は「岩手大学における研究活動に係る不正行為防止規則」に規定される特定不正行為としての「盗用」に該当する。

また、元特任准教授は、調査対象論文の初版原稿では指導教員との共著としていたが、最終的には指導教員を共著者とせず単著論文として投稿した。このことは、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップに該当する。

(4) 本学がこれまでにに行った措置の内容

特定不正行為が行われたと認定した論文の掲載機関に対し調査結果概要を通知し、元特任准教授に対して不正認定論文の取り下げを行うよう勧告する。

なお、元特任准教授は本学を退職しており、本学以外の機関に所属しているため、現所属機関にも本調査結果を通知した。

4. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

元特任准教授は、本学が指定する研究倫理教育を受講していたが、盗用元論文のデータを使用するにあたり執筆者である学生及び指導教員の了解を得ることの必要性を理解していなかった。また、発表する場合には共著者となるべきであった指導教員の同意なく単著として論文を投稿した。これらのことは、論文投稿において遵守すべき基本的な事項を欠く行為であり、元特任准教授が研究者として基本的な注意義務を著しく怠っていたことにより発生したと考えられる。

(2) 再発防止策

岩手大学研究活動に係る不正行為防止委員会において、各学部・研究科に改めて研究倫理遵守の徹底を依頼し、教授会等を通じて全教員へ周知する。

また、現在義務付けている研究倫理教育の定期的な受講を徹底し、研究者倫理の向上を図る。

以 上